

第6条（第三者への実施許諾）

1. 前条に基づき共有とされた発明等の第三者への実施許諾は、甲乙合意する条件にて行われるものとする。ただし、本契約締結後〇年経過時点において乙が共有の発明等を実施していない場合には以降、甲は、乙に対する事前の通知・協議を行ったうえで、第三者に実施許諾することができるものとする。
2. 前項に基づく実施許諾により得られた実施料は、実施許諾のために要した特別の費用を控除のうち、甲乙の持分比率に応じて分配されるものとする。

第7条（保証）

乙は、乙に提供された本技術指導の内容が第三者の権利を含まないこと、ある特定の結果を提供すること及び特定の目的に適することを、甲が保証するものではないことに同意する。

第8条（報告）

本技術指導の終了にあたり、乙は、本技術指導の成果等その結果を書面にまとめ甲に報告するものとする。

第9条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本技術指導の過程で相手方から秘密である旨明示されたうえで開示又は提供された情報や現品（以下、「秘密情報」という）を秘密に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、これを第三者に開示・漏洩又は提供しない。
なお、口頭で開示された情報の中で、秘密情報である旨が開示者より開示時に明示され、かつ、開示日より30日以内に、その開示内容を書面化し、秘密情報である旨を表示したうえで、開示者より受領者に送付又は届けられたものを含む。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。
 - ①相手方から開示を受けた際、既に公知であった情報
 - ②相手方から開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - ③相手方から開示を受ける以前から自己が保有していた情報
 - ④相手方から開示を受けた前後を問わず、自己が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
 - ⑤相手方の秘密情報によらず、独自に開発した情報

なお、法令により開示が義務付けられ、司法又は行政の命令に基づいて開示の要求がなされた場合には、受領者は、その旨を開示者に書面により相応の期間において通知することを条件に、当該開示を求める者に限り開示することができる。
4. 甲及び乙は、秘密情報を本研究の目的以外の目的に使用しない。
5. 甲及び乙は、秘密情報を、本研究の遂行に必要不可欠な場合を除き、複製、複写又は改変をおこなわないものとする。ただし、甲及び乙が本研究の目的を達成するのに必要な場合には、必要かつ最小限の範囲において複製、複写又は改変を行うことができる。
6. 甲及び乙は、本研究を実施するために必要のある最小限の甲及び乙の役員及び従業員、ならびに研究員（以下、「役員等」という。）にのみ開示するものとする。この場合、甲及び乙は開示先に対して自己の負う守秘義務と同じ守秘義務を負うことを当該役員等に知らしめるとともに連帯して責任を負う。

第10条（個人情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本研究を遂行するにあたり個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）をいう。以下、「個人情報」という。）に接した場合、善良なる管理者の注意義

務をもって管理するものとする。

2. 甲及び乙は、本研究の目的の範囲を超えて個人情報を取得しない。
3. 甲及び乙は、本研究の目的で取得した個人情報の目的外利用及び本研究の目的以外の目的で取得した個人情報の本研究への利用を行わない。
4. 甲及び乙は、個人情報を、本研究の遂行に必要不可欠な場合を除き、複製、複写又は改変をおこなわないものとする。ただし、甲及び乙が本研究の目的を達成するのに必要な場合には、必要かつ最小限の範囲において複製、複写又は改変を行うことができる。
5. 甲及び乙は、法令・ガイドライン等の定めにより裁判所、行政機関その他公的な役割を有する機関から開示を要求された場合を除き、個人情報を第三者に提供、開示、漏洩又は再提供することはできないものとする。
6. 甲及び乙は、相手方から開示を受けた個人情報を、本研究終了後速やかに返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示によるものとする。

第11条（対外発表）

甲及び乙は、本技術指導の成果を学会等で対外発表を行う場合は、発表の時期、内容、方法等につき事前に相手方に通知し、その同意を得なければならない。なお、相手方は、合理的な理由がある場合を除き、同意を拒まないものとする。

第12条（技術指導の中止又は期間の延長）

甲及び乙は、本契約に基づく義務の履行遅延又は不履行が、天変地異、疫病、暴動、火災、ストライキ、法的規制、政府の規制、又は両当事者の支配を超えるその他の事件もしくは事由に起因する場合、相手方当事者に対して責任を負わないものとする。この場合、甲及び乙は、協議のうえ、本技術指導を中止し又は指導期間を延長することができる。

第13条（輸出管理）

1. 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた（売却、譲渡、貸与その他あらゆる手段により提供を受ける場合を含む。）貨物及び開示された情報を国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる意思を有する第三者に対して移転してはならない。
2. 甲及び乙は、本契約の履行に際し、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令ならびに輸出先の輸出管理に関する法令及び規則、米国輸出管理規則を遵守しなければならない。

第14条（反社会的勢力排除）

1. 「反社会的勢力」とは、以下の者を意味する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他前記に準ずる者
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動を行い又は暴力を用いる行為、虚偽の風説を流布し又は偽計を用いて相手方の信用を毀損し又はその業務を妨害する行為、その他前記に準ずる行為を行う者
2. 甲及び乙は、以下の者ではなかったこと及び将来にわたっても該当しないことを表明し確約する。
 - (1) 反社会的勢力
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 不当に反社会的勢力を利用して認められる関係を有する者
 - (4) 反社会的勢力に対する資金提供又はこれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与する者
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
3. 甲及び乙は、相手方が前項の表明及び確約に違反した場合、相手方に対する何ら催告を必

要とすることなく、本契約を解除し、これにより生じた損害の賠償を請求することができ、かつ相手方は自身が負うあらゆる義務につき期限の利益を失い、直ちに支払うものとする。また、かかる解除を行った当事者は、これによって本条に違反した相手方に損害が生じてもこれを賠償ないし補償する義務を負わない。

第15条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告も要することなく、直ちに本契約及び本契約に関連する契約を解除し、かつ損害の賠償を請求することができる。

- (1) 本契約及び本契約に関連する契約その他合意（形式や表題名を問わない。）の条項の一に違反し、当該違反に関する相手方からの書面による通知を受けた後30日以内にこれを是正しないとき。ただし、前条にかかる違反の場合は、違反の事実が発覚したとき又は甲もしくは乙が違反のおそれがあると合理的に判断したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、公租公課の滞納による督促、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生もしくは破産その他これらの手続に類似した手続、任意の債務整理の申し立てがあったとき。
- (3) 手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき、銀行取引停止処分を受けたとき、その他財産状態もしくは信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる状態となったとき。
- (4) 監督官庁より営業の停止又は営業免許の取り消しの処分を受けたとき。
- (5) 代表取締役の変更、株式の発行又は譲渡等による株主構成の大幅な変更その他実質的な経営主体、会社支配の主体の変更、又は会社分割、合併、株式交換、株式移転、事業譲渡その他企業の組織もしくは運営の大幅な変更があり、かつ、当該変更によって本契約の継続的な履行に支障があると合理的に判断されるとき。
- (6) 解散の決議をしたとき、又は本研究が属する事業分野に関する事業を中止したとき。
- (7) その他、本契約を継続することが困難と認められる事由が発生したとき。

第16条（有効期間）

1. 本契約は、第3条に規定する本技術指導の期間有効に存続する。
2. 前項の規定にかかわらず、第5条から第7条まで、第10条、第11条、第13条及び第18条は、本契約終了後も有効に存続するものとし、第8条及び第9条は、本契約終了後3年間有効に存続する。

第17条（契約上の権利義務の移転）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意がなければ、本契約上の地位の全部又は一部本契約により発生した権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡、承継、貸与、移転、担保提供その他の処分をすることができないものとする。

第18条（協議）

1. 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。
2. 前項の協議による解決が得られず、裁判による解決を行うときは、東京地方裁判所を専属的合

意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2020年〇月〇〇日

甲：東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
学校法人東京理科大学

乙：住所
名称
署（記）名者

別紙の1

本技術指導の概要

*
別紙の2

本技術指導の実施要領概略

1. 実施の日程

2. 実施の形態

3. 実施の場所

4. その他

以上